

資料 1－1

消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱の
一部改正について

目 次

「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」と「消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱」について	1
消費者安全情報総括官について（平成 21 年 6 月 11 日一部改正）	3
消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱（平成 21 年 6 月 11 日一部改正）	5
消費者の安全に関する緊急時対応実施要綱（平成 21 年 6 月 11 日一部改正）	11

「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」と「消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱」について

	食品安全関係府省緊急時対応基本要綱	消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱
定義	<p>緊急事態等とは、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要するときとする。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被害が大規模又は広域であり、かつ、食品安全委員会(以下「委員会」という。)及びリスク管理機関(厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。)の相互間において対応の調整を要すると考えられる事案 ② 科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事案 ③ ①又は②に該当しないが、社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案 	<p>(1)本要綱において、重要事案とは、<u>消費者被害</u>が重大である事案その他社会的影響が大きい事案など、食品等の摂取、並びに製品、施設及び役務の利用を通じて、消費者の生命又は身体に重大な被害が生じ又は生ずるおそれがある事案とする。</p> <p>(2)本要綱において、緊急事態とは、重要事案について、事案の性質が明らかでない事案、被害拡大防止の方策が明らかでない事案等であり、消費者の安全の確保の観点から、緊急に政府全体として幅広く取り組むことが必要な事態とする。</p> <p>(※)これまでに本要綱で対応した事例は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故米穀の不正規流通事案、中国産冷凍インゲンからの農薬検出事案など。
関係府省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品安全委員会 ○ 厚生労働省 ○ 農林水産省 ○ 環境省 ○ その他食品の安全性確保に関するリスク管理を行う行政機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府国民生活局 ○ 食品安全委員会 ○ 警察庁 ○ 総務省 ○ 文部科学省 ○ 厚生労働省 ○ 農林水産省 ○ 経済産業省 ○ 国土交通省 ○ その他必要に応じて追加 <p>} 消費者安全情報総括官を置く</p>
緊急事態等への対応	<pre> graph TD A[関係府省] --> B[食品安全委員会（委員長）] B --> C[食品安全担当大臣] C -- "（委員長が食品安全担当大臣への報告が必要と認める場合）" --> D[内閣府国民生活局] D --> E[内閣府特命担当大臣（国民生活）] E -- "（緊急事態に当たると判断する場合）" --> F[消費者安全情報総括官会議の開催] </pre> <p>(本部事務局:食品安全委員会事務局がリスク管理機関の協力を得て担当)</p>	<pre> graph TD A[重要事案を認知した関係府省（消費者安全情報総括官）] --> B[内閣府国民生活局] B --> C[内閣府特命担当大臣（国民生活）] C -- "（緊急事態に当たると判断する場合）" --> D[消費者安全情報総括官会議の開催] </pre> <p>(消費者安全情報総括官会議事務局:国民生活局が関係府省の協力を得て担当)</p>

消費者安全情報総括官について

**平成20年9月10日
関係府省庁局長申合せ
平成21年6月11日一部改正**

1. 目的

政府一体となって、消費者の消費生活における被害の発生又は拡大を防止し、その安全を確保するため、「消費者行政推進基本計画について」（平成20年6月27日閣議決定）及び消費者安全法（平成21年法律第50号）を踏まえ、食品等の摂取、並びに製品、施設及び役務の利用等によって消費者の生命又は身体に生ずる被害に関する情報（以下「情報」という。）の集約、共有体制や緊急時の即応体制の強化を推進する。

2. 消費者安全情報総括官

情報の集約、共有体制の強化を推進するため、以下のとおり関係府省庁において消費者安全情報総括官を選定する。なお、必要に応じ関係府省庁担当官を追加する。

- (1) 内閣府国民生活局長
- (2) 内閣府食品安全委員会事務局長
- (3) 警察庁刑事局長
- (4) 総務省大臣官房総括審議官
- (5) 総務省消防庁次長
- (6) 文部科学省大臣官房政策評価審議官
- (7) 厚生労働省政策統括官（社会保障担当）
- (8) 農林水産省消費・安全局長
- (9) 経済産業省大臣官房商務流通審議官
- (10) 国土交通省総合政策局長

3. 消費者安全情報総括官の業務等

- (1) 各府省庁の消費者安全情報総括官は、それぞれの府省庁内において得られる全ての情報の収集を行うとともに、それぞれの府省庁内で情報共有を図る。
- (2) 消費者安全情報総括官は、隨時当該府省庁内の情報収集システムの点検・評価を行い、所要の措置を講ずる。

- (3) 消費者安全情報総括官による連絡会議（以下「消費者安全情報総括官会議」という。）を適宜開催（内閣府国民生活局が取りまとめにあたる）するなどにより、平時でも情報の共有等を図る。なお、開催にあたっては内容及び参加者等を適宜調整する。
- (4) 情報に関し、緊急の対応が必要になり得ると判断される場合には、各府省庁の消費者安全情報総括官は、内閣府及び関係府省庁の消費者安全情報総括官に当該情報を伝達する。
- (5) 緊急の対応が必要な事態が生じた場合には、内閣府特命担当大臣（国民生活）は当該事態に関わる消費者安全情報総括官を招集のうえ、消費者安全情報総括官会議を開催し、情報の収集・分析を行うとともに、内閣官房長官及び関係大臣等と協議の上緊急の対応を講ずる。

なお、上記招集にあたり、各消費者安全情報総括官は、必要に応じ担当部局の担当官を追加できる。また、必要に応じ関係府省庁等担当官の協力を得る。

■担当部局例（建制順）

- ・外務省経済局
- ・文部科学省スポーツ・青少年局
- ・厚生労働省医薬食品局食品安全部
- ・国土交通省住宅局 等

- (6) (1)～(5)に規定する対応の具体的な内容については、(3)に規定する消費者安全情報総括官会議において定める。ただし、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成15年11月21日閣議決定）及び「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月15日関係府省申合せ）に基づく対応が適切な場合には、それらに従って対処する。

4. その他

- (1) 消費者安全情報総括官会議の下に課長クラスよりなる消費者安全情報総括官会議幹事会を置く。
- (2) 事務局は、内閣府国民生活局が担当する。
- (3) 「食品危害情報総括官について」（平成20年2月29日関係府省局長申合せ）は、廃止する。

消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱

平成20年9月10日

消費者安全情報総括官会議申合せ

平成20年12月17日一部改正

平成21年6月11日一部改正

本要綱は、「消費者安全情報総括官について」（平成20年9月10日関係府省庁局長申合せ）に基づく、食品等の摂取、並びに製品、施設及び役務の利用等によって消費者の生命又は身体に生ずる被害（以下「消費者被害」という。）に関する緊急事態等が発生した場合の対応（以下「緊急時対応」という。）の具体的な内容について定めるものである。

なお、本要綱は、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成15年11月21日閣議決定）及び「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月15日関係府省申合せ）と適切に連携しつつ活用することとする。

1 緊急時対応の基本方針

緊急時対応については、消費者の安全の確保が最も重要であるという認識の下に、関係府省庁相互に十分な連絡及び連携を図りながら、政府一体となって迅速かつ適切に行うことにより、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めることとする。

2 定義

- (1) 本要綱において、重要事案とは、消費者被害が重大である事案その他社会的影響が大きい事案など、食品等の摂取、並びに製品、施設及び役務の利用等を通じて、消費者の生命又は身体に重大な被害が生じ又は生ずるおそれがある事案とする。
- (2) 本要綱において、緊急事態とは、重要事案について、事案の性質が明らかでない事案、被害拡大防止の方策が明らかでない事案等であり、消費者の安全の確保の観点から、緊急に政府全

体として幅広く取り組むことが必要な事態とする。

3 情報連絡体制の整備

(1) 緊急事態が発生した場合において政府一体となった迅速な初動体制をとることができるよう、関係府省庁は、担当者名簿を共有するなど、平時から、消費者安全情報総括官を中心として、消費者被害に関する情報（以下「情報」という。）の相互に緊密な交換及び連絡を行うための体制を整備しておくこととする。なお、関係府省庁の担当部署は、次に掲げるとおりとするが、必要に応じ追加できるものとする。

- 内閣府国民生活局消費者安全課
- 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- 警察庁刑事局捜査第一課
- 総務省地域力創造グループ地域政策課
- 総務省消防庁総務課
- 文部科学省大臣官房総務課
- 厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室
- 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課
- 経済産業省商務流通グループ製品安全課
- 国土交通省総合政策局安心生活政策課

(2) 消費者安全情報総括官は、自らが東京及びその周辺地域を離れる場合などには代理で対応できるようあらかじめ調整しておくなど、平時からいかなる時にも対応が可能な体制を整備しておくこととする。

4 緊急事態等における対応

- (1) 消費者安全情報総括官は、重要事案に係る情報を認知した場合には、消費者安全情報総括官である内閣府国民生活局長（以下「国民生活局長」という。）に速やかに通報する。
- (2) 国民生活局長は自ら重要事案に係る情報を認知し、又は重要事案に係る情報の通報を受けた場合には、必要に応じ、内閣府

特命担当大臣（国民生活）（内閣府特命担当大臣（国民生活）が対応できない場合には、内閣府担当副大臣又は担当大臣政務官。以下同じ。）へ迅速に報告を行うこととする。

- (3) 内閣府特命担当大臣（国民生活）は、報告を受けた事案が緊急事態に相当するおそれがある又は緊急事態以外においても社会的影響が大きいと判断する場合には、国民生活局長に対して、当該事案にかかる迅速かつ適切な情報の収集、整理・分析、共有を行うための体制を整えるよう指示する。
- (4) 内閣府特命担当大臣（国民生活）は、報告を受けた事案が緊急事態に当たると判断する場合には、当該緊急事態に関わる府省庁の消費者安全情報総括官を招集のうえ、消費者安全情報総括官会議を開催し、情報の収集・分析を行うこととする。
- ただし、消費者安全情報総括官は、(1)の規定により国民生活局長へ報告する重要事案について、緊急時対応が必要であると考えられる場合には、その旨を国民生活局長に伝え、消費者安全情報総括官会議の開催を求めることができる。この場合、当該消費者安全情報総括官は、他の当該緊急事態に関わる府省庁等の消費者安全情報総括官にも迅速な第一報の通報を行うこととする。
- (5) 内閣府特命担当大臣（国民生活）は、(4)に規定する消費者安全情報総括官会議での情報の収集・分析を踏まえて、必要に応じ、内閣官房長官及び関係大臣等と協議の上速やかに対応を行うこととする。緊急時対応は、被害の発生又は拡大の防止の観点から、事案に応じて、消費者への情報提供、回収、新規流通の防止、原因究明、それを踏まえた改善措置等を適切に組合せ、関係府省庁が連携・協力して講ずることとする。
- (6) 関係府省庁は、消費者安全情報総括官を中心として、それが個々に定める緊急時対応に関するマニュアル等に基づき、迅速かつ適切に緊急時対応を行うこととする。

5 情報の流れ

- (1) 情報の収集・共有等

- ① 関係府省庁は、地方公共団体、関係機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等から直接に、又は報道若しくはインターネット等を通じて、広く国内外における情報を収集することとする。また、収集した情報については、整理及び分析を行い、その結果に基づき、重要事案に係る情報を認知した場合には、当該重要事案に関わる消費者安全情報総括官を中心として、相互に情報の共有を図ることとする。
- ② 関係府省庁は、緊急事態が発生した場合には、他府省庁、地方公共団体、関係機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等から、速やかに関連する情報を収集することとする。

(2) 情報の提供

- ① 関係府省庁は、緊急事態が発生した場合には、被害の発生又は拡大を防止することが最優先であるという観点から、緊急事態の発生及び政府の対応に係る情報について、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、迅速かつ適切に広く国民にこれを提供することとする。
なお、当該情報の提供を行うに当たっては、その内容、時期及び方法等について、相互間で十分に調整を図ることとする。
- ② 関係府省庁は、緊急事態が発生した場合には、地方公共団体、関係機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等に対し、必要に応じ、速やかに情報を提供することとする。
- ③ 内閣府又は関係府省庁は、緊急時対応や情報共有を行った事案等については、適宜取りまとめ概要等を公表することとする。
- ④ 内閣府又は関係府省庁は、4(3)の規定を踏まえ、緊急事態以外においても社会的影響が大きいと判断される場合には、積極的に事案に係る情報の開示、発信等に努めることとする。

6 緊急事態等への対応後の体制

(1) 体制の継続

関係府省庁は、内閣府特命担当大臣（国民生活）の判断のもと、政府一体となった緊急時対応が必要な事態が継続している場合、引き続き府省庁間での緊密な連携・協力を図る体制をと

る（「警戒体制」という。）。

関係府省庁は、内閣府特命担当大臣（国民生活）の判断のもと、緊急時対応が概ね終了し、被害拡大は見込まれないものの、同種・類似事案の発生の可能性が解消されていない場合、必要な連絡体制をとる（「注意体制」という。）。

（2）体制の解除（平常体制）

関係府省庁は、内閣府特命担当大臣（国民生活）の判断のもと、緊急時対応の実施、事業者による自主的取組等によって、当該事案に関する消費者安全の確保が図られていると判断される場合、連携、連絡等に係る体制を解除する。

（3）向後の取組

関係府省庁は、同種・類似事案の発生防止の観点から、緊急時対応を講じた事案に関する原因究明、改善措置等に係る情報の共有を図る。

7 その他

- （1）消費者安全情報総括官会議の事務局は、国民生活局が関係府省庁の協力を得て担当することとする。
- （2）消費者安全情報総括官会議は、「消費者行政推進基本計画」（平成20年6月27日閣議決定）において消費者庁が緊急時に主宰することと定められている「緊急対策本部」に係る機能の先行実施として、消費者庁発足までの間、引き続き活動を継続する。
- （3）「食品の危害に関する緊急時対応基本要綱」（平成20年4月23日食品危害情報総括官会議申合せ）は、廃止する。

消費者の安全に関する緊急時対応実施要綱

平成 20 年 9 月 10 日

消費者安全情報総括官会議幹事会申合せ

平成 20 年 12 月 17 日一部改正

平成 21 年 6 月 11 日一部改正

本要綱は、「消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱」（平成 20 年 9 月 10 日消費者安全情報総括官会議申合せ）に基づき行う緊急時対応に係る関係府省庁の役割分担等について定めたものである。

1 関係府省庁の役割分担

関係府省庁は、次に掲げる役割分担を踏まえて、相互に十分な連絡、連携及び調整を図りながら、政府一体となって迅速かつ適切に対応を行うことにより、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めることとする。

(1) 内閣府国民生活局

食品等の摂取、並びに製品、施設及び役務の利用等による消費者の生命又は身体に生ずる被害（以下「消費者被害」という。）に関する情報（以下「情報」という。）の収集、関係府省庁の連携の促進、関係府省庁の対応状況の取りまとめと国民への情報提供

(2) 内閣府食品安全委員会

所掌事務に係る情報及び科学的知見の収集、国民への科学的知見の提供、必要に応じ食品健康影響評価等の実施

(3) 警察庁

消費者被害に関する情報の関係府省庁等への提供

(4) 総務省

地方公共団体が所有する施設及び提供する役務（他の関係府省庁の所掌事務に関するものを除く。）に関する情報の各都道府県への提供

(5) 総務省消防庁

製品に係る火災原因調査についての情報収集及び消費者被害 に関する救急搬送についての情報収集

(6) 文部科学省

所掌事務に関する情報収集、各都道府県教育委員会等への情報提供

(7) 厚生労働省

所掌事務に関する情報収集、関係都道府県等に対する技術的助言、食品等事業者に対する関係都道府県等を通じた自主回収等の要請、食品衛生に関する施策の状況に関する国民への情報提供、必要に応じ、食品衛生法第60条の規定に基づく厚生労働大臣から都道府県知事等に対する要請の実施

(8) 農林水産省

所掌事務に関する情報収集、消費者相談窓口の設置、食品等事業者による自主回収等についての協力要請

(9) 経済産業省

所掌事務に関する情報収集、関係事業者への情報提供、事故情報報告収集制度等による情報収集・公表、原因分析、リコール指導、注意喚起

(10) 国土交通省

所掌事務に関する情報収集、地方公共団体及び関係事業者への情報提供

2 情報の収集・分析等

関係府省庁は、以下に従って、平時から、情報の収集及び共有等に努めることとする。なお、消費者被害の発生状況等を踏まえ適宜当該府省庁内の情報収集システムの点検・評価を行い、所要の措置を講ずる。

(1) 情報の収集、整理及び分析

関係府省庁は、地方公共団体、関係機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等から、以下に掲げる方法等により、情報の収集、整理及び分析を行うこととする。特に、地方公共団体からの情報収集は、関係府省庁がそれぞれの所管法令等に

に基づき行うこととする。

- ① 内閣府国民生活局
　　パイオネットを通じた情報の収集
- ② 内閣府食品安全委員会
　　報道機関及びインターネット等からの国内外における所掌事務に関する情報の収集、食品安全委員会委員及び専門委員等を通じた科学的知見の収集
- ③ 警察庁
　　都道府県警察からの消費者被害に関する情報の収集
- ④ 総務省消防庁
　　消防機関及び都道府県からの製品に係る火災原因調査に関する情報、消費者被害に関連する救急搬送についての情報の収集
- ⑤ 文部科学省
　　学校給食の衛生管理に関する報告等の教育委員会等から得られる学校、教育委員会所管の社会体育施設、社会教育施設、文化施設における情報の収集
- ⑥ 厚生労働省
　　食品衛生法第58条の規定に基づく都道府県知事等から厚生労働大臣に対する食中毒に関する報告等
- ⑦ 農林水産省
　　農林水産物の生産から食品の販売に至る各段階における国内外の所掌事務に関する情報の収集
- ⑧ 経済産業省
　　消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故に関する情報の収集、NITEによる製品事故情報の収集等
- ⑨ 国土交通省
　　所掌事務に関する地方公共団体及び関係事業者からの情報の収集

(2) 情報の共有等

- ① 関係府省庁は、(1)に掲げる情報収集・分析の結果など

に基づき、重要事案に係る情報を認知した場合には、当該事案が緊急事態に当たるか否か、また、当面の対応についての検討を行うこととする。

- ② 関係府省庁は、重要事案に係る情報を認知した場合には、国民生活局に速やかに電話により口頭で伝達するとともに、様式1を用いてEメール又はFAXにより通報することとする。また、平時から、適宜開催される消費者安全情報総括官会議等を通じて、収集、整理及び分析を行った重要事案に係る情報について、相互に十分な情報交換及び連携を図ることとする。
- ③ 国民生活局は自ら重要事案に係る情報を認知し、又は重要事案に係る情報の通報を受けた場合には、必要に応じ、当該事案が緊急事態又は緊急事態以外においても社会的影響が大きい事案に当たるか否かの判断を求めるため、直接又は秘書官を通じて内閣府特命担当大臣（国民生活）（内閣府特命担当大臣（国民生活）が対応できない場合には、内閣府担当副大臣又は担当大臣政務官。以下同じ。）へ迅速に報告を行うとともに、内閣府特命担当大臣（国民生活）の指示の下に、更に必要な情報の収集、整理、分析、共有を行うための体制整備を行う。

3 緊急事態への対応

- (1) 関係府省庁は、2(1)に掲げる情報収集・分析の結果などに基づき、緊急事態としての対応が必要であると考えられる場合には、消費者安全情報総括官を中心として、相互に情報連絡窓口を通じて、電話により口頭で伝達するとともに、様式1を用いてEメール又はFAXにより情報提供することとする。
- (2) この場合、関係府省庁は、(1)のほか、必要に応じ、内閣総理大臣及び官房長官へ秘書官等を通じて速やかに報告を行うこととする。ただし、2(2)③の報告に基づき、内閣府特命担当大臣（国民生活）が自ら緊急事態に当たると判断する場合には、内閣府特命担当大臣（国民生活）の指示により、国民生

活局が内閣総理大臣及び官房長官へ秘書官等を通じて速やかに連絡を行うこととする。

- (3) 関係府省庁は、消費者安全情報総括官を中心として、それぞれが個々に定めるマニュアル等に基づく情報連絡、緊急時対応を行うための体制の確立、対応策の決定等を迅速かつ適切に行うこととする。
- (4) 緊急事態において、内閣府特命担当大臣（国民生活）が消費者安全情報総括官会議を開催する際には、緊急事態を認知した消費者安全情報総括官は最初の会議において当該緊急事態の概要（発生状況、原因物質等）の報告を行うこととする。
- (5) 関係府省庁の消費者安全情報総括官は、2回目以降の消費者安全情報総括官会議を開催する際には、その後の取組の状況等を報告することとする。
- (6) 関係府省庁は、必要に応じ、消費者安全情報総括官会議終了後に国民生活局を中心に記者ブリーフィングを行うとともに、被害拡大防止の観点から収集等を行った情報について報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、迅速かつ適切に広く国民に提供することとする。
- (7) 関係府省庁は、緊急事態への対応後の情報を適時共有し、警戒体制、注意体制等、所要の体制を確認することとする。

4 その他

「食品による危害に関する緊急時対応実施要綱」（平成20年4月23日食品危害情報総括官幹事会申合せ）は、廃止する。